

海老名文化スポーツ賞等贈呈要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の文化及びスポーツの発展向上のためにその功績が顕著なものに対し、贈呈する文化スポーツ賞等について、必要な事項を定める。

（種類）

第2条 文化スポーツ賞等の種類及び基準は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する基準に該当するもののうち、海老名文化大賞及び海老名文化輝き賞双方の基準を満たす場合にあっては海老名文化大賞を、海老名スポーツ大賞及び海老名スポーツ輝き賞双方の基準を満たす場合にあっては海老名スポーツ大賞を贈呈する。

（贈呈対象者）

第3条 文化スポーツ賞等の贈呈対象者は、贈呈の対象となる功績を挙げた時点で市内に在住、在学若しくは在勤した者又は市内に所在した団体とする。

（候補者の推薦）

第4条 課等の長は、別表に掲げる基準に該当する者又は団体（以下「候補者」という。）があったときは、推薦書（様式第1号）を作成し、関係資料を添えて文化スポーツ賞等を主管する課の長（以下「主管課長」という）に提出しなければならない。

- 2 主管課長は、前項の推薦書の提出があったときは、候補者一覧表を作成し、当該推薦書を添えて海老名文化スポーツ賞等受賞者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に送付するものとする。

（選考委員会）

第5条 選考委員会は、市民協働部長、市民協働部次長、保健福祉部長、保健福祉部次長、教育部長、教育部次長で組織する。

- 2 選考委員会は、前項に定める者のほかに、審査に必要と認める者を選考委員会に加えることができる。

3 選考委員会は、前条第2項の推薦書に基づき、候補者が文化スポーツ賞等受賞者に該当するかの審査を行う。この場合において、選考委員会は、推薦書を作成した課等の長に対し、審査に必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(受賞者の決定)

第6条 市長は、前条第3項の審査の結果に基づき、第2条に掲げる賞の受賞者を決定する。

(受賞者名簿の作成等)

第7条 主管課長は、前条で決定した受賞者の名簿を作成し、保管しなければならない。

(贈呈の方法)

第8条 文化スポーツ賞等の贈呈は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 受賞者が、贈呈前に死亡したときは、当該受賞者の遺族に前項の賞状及び記念品を贈るものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年11月1日から施行する。

《平成24年8月29日一部改正》

《平成26年9月1日一部改正》

《平成27年7月1日一部改正》

《平成28年6月1日一部改正》

《令和元年8月1日一部改正》

《令和2年8月1日一部改正》

《令和8年6月1日一部改正》

別表（第2条関係）

海老名文化スポーツ賞等一覧

区分	分野	内 容	基 準
海老名文化大賞	芸 術	絵画、彫刻、版画、写真、音楽、文学、芸能等	(1) 国際規模のコンクール等において日本を代表して出場した個人又は団体 (2) 国際規模のコンクール等において、上位8位相当に入賞した個人又は団体 (3) 全国規模のコンクール等において最高賞を受賞した個人又は団体 (4) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体 (5) その他市長が特に必要と認めた個人又は団体
	学 術	人文科学、社会科学、自然科学等	
海老名スポーツ大賞	スポーツ	スポーツ競技全般	(1) オリンピック競技大会に選手として出場した個人又は団体 (2) 国際規模のスポーツ競技大会等において入賞した個人又は団体 (3) 全国規模のスポーツ競技大会等において優勝した個人又は団体 (4) スポーツ競技大会等において世界記録又は日本記録を樹立した個人又は団体 (5) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体 (6) 前各号に掲げるものの指導に特に貢献したと認められる個人又は団体 (7) その他市長が特に必要と認めた個人又は団体

海老名文化輝き賞	芸術	絵画、彫刻、版画、写真、音楽、文学、芸能等	(1) 県のコンクール等で最高賞を受賞した個人又は団体 (2) 県予選を通過し、又は県選抜に選出され、関東規模のコンクール等において3位以内又は全国規模のコンクール等において上位8位相当に入賞した個人又は団体
	学 術	人文科学、社会科学、自然科学等	(3) 県予選、県選抜等を経ない関東規模のコンクール等で最高賞を受賞した個人又は団体 (4) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体 (5) その他市長が特に必要と認めた個人又は団体
海老名スポーツ輝き賞	スポーツ	スポーツ競技全般	(1) 県のスポーツ競技大会等で優勝した個人又は団体 (2) 県予選を通過し、又は県選抜に選出され、関東規模のスポーツ競技大会等で3位以内又は全国規模のスポーツ競技大会等で入賞した個人又は団体 (3) 県予選、県選抜等を経ない関東規模のスポーツ競技大会等で優勝した個人又は団体 (4) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体 (5) その他市長が特に必要と認めた個人又は団体